

タワンニュース ITAKURA TOWN NEWS	
いたいの たた。 した。 しかしては、さまざまな催し かつては、さまざまな催し かつては、さまざまな催し たた。 しかし、50年あまりの月日の町制施行5周 たちは、板倉音頭、板倉小唄が流 たた。 たた。 たた。 たた。 たた。 たた。 たた。 たた	
町制施行の周年記念事業 町制施行の周年記念事業 町制施行の周年記念事業 第30回板倉まつりを8月2日()に開催します 第30回板倉まつりを8月2日()に開催します 第30回板倉まつりを8月2日()に開催します 第30回板倉まつりを8月2日()に開催します 事業として、第30回板倉まつ りを盛大に町制施行の周年記念 事業として、第30回板倉まつ りを盛大して、第30回板倉まつ りを盛大して、第30回板倉まつ りを電子して、第30回板倉まつ りを電子して、第30回板倉まつ りを電子して、第30回板倉まつ す。板倉一哨板倉小唄の振り付けを考案して、第30回板倉まつ す。一切の町制施行の周年記念 事業として、第30回板倉まつ りを電子して、第30回板倉まつ す。板倉一哨の振り付け 素す。 そして、まつりのフィナー そして、まつりのフィナー そして、まつりのフィナー 日時 7月15日(火) 日時 7月15日(火) 「講習会 を20本 日時 7月25日 (火) 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	■ 82 - 1 4 2 4 同合せ 南部公民館 ■ 82 - 1 4 2 4 ■ 82 - 1 4 2 4
ご持参の上ご来場ください。くご持参の上ご来場くでは や を を を を を を を を を を を を を を た が た が た を た が た に は 、 や た に は 、 や や た い で お い で お に は 、 や く た い で お い で い で や く た も し に い で や や く や や や し に は い で や や や し に は い や や や し に し に し に し に し に し し に し <b< td=""><td>た 「 お 自 当 的 に 男 来 要 項 、 不 し た く ら ん 」 を い う 冠 年 来 と い う 冠 名 称 、 ロ ゴ マ ー 、 で の 使 用 、 イ メ ー ジ で の 広 代 ら ん 」 着 ぐ る み の で き ま す 。 、 町 制 施 行 60 周 年 記 念 品 の 提 供 を 受 け る ん 、 町 末 ー ム 、 町 ホ ー ム 、 町 末 し て の 成 来 来 要 項 、 承 訳 で の 広 く ら ん 」 着 ぐ る み で の 志 っ の た く ら ん 」 着 ぐ る み 、 町 ホ ー ム し て 下 い た く ら ん 」 着 ぐ る み で で き ま す 。 、 で う た く ら ん 」 着 ぐ る み で で う た 、 ら ん 」 着 ぐ る み で の 志 、 ち 、 の 志 、 ち れ た 、 ち ん 」 着 ぐ る み 、 の 若 で る み た 、 ち れ た ち の よ た ち る み た 、 ち う た 、 ち う た 、 ち う た 、 ち た 、 ち ろ た ち ろ の た 、 あ 、 ち で う ん こ ち ろ た ち ろ ろ た ち ろ ろ た ち ろ ろ ろ ろ た ち ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ</br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></br></td></b<>	た 「 お 自 当 的 に 男 来 要 項 、 不 し た く ら ん 」 を い う 冠 年 来 と い う 冠 名 称 、 ロ ゴ マ ー 、 で の 使 用 、 イ メ ー ジ で の 広 代 ら ん 」 着 ぐ る み の で き ま す 。 、 町 制 施 行 60 周 年 記 念 品 の 提 供 を 受 け る ん 、 町 末 ー ム 、 町 ホ ー ム 、 町 末 し て の 成 来 来 要 項 、 承 訳 で の 広 く ら ん 」 着 ぐ る み で の 志 っ の た く ら ん 」 着 ぐ る み 、 町 ホ ー ム し て 下 い た く ら ん 」 着 ぐ る み で で き ま す 。 、 で う た く ら ん 」 着 ぐ る み で で う た 、 ら ん 」 着 ぐ る み で の 志 、 ち 、 の 志 、 ち れ た 、 ち ん 」 着 ぐ る み 、 の 若 で る み た 、 ち れ た ち の よ た ち る み た 、 ち う た 、 ち う た 、 ち う た
壊ください。	同合せ 111 111 ドレング 「板倉町ですります」 「板倉町ですります」 「「板倉町ですります」 「市町制施行60周年記念のロゴマーク」
Eボートレース渡良瀬 大会参加チーム募集 10人乗り手こぎボート(E ボート)を利用した、往復4 00メートルのタイムレース を行います。 日時 8月23日(土) 午前8時 5午後1時(荒天の場合中止) 場所 渡良瀬遊水地内谷中湖 北ブロック た及び関係団体 た及び参加者 1チーム3,000円 申込方法 代表者(中高生の) 場合は、保護者または学校関係団体 下374-01人編成で性別は 問いません。 申込先・問合せ 〒374-01人編成で性別は 問いません。 第15日(金) ※1チーム10人編成で性別は 第71-404-0 派告報告報 ※1チーム10人編成で性別は 第71-404-0 ※1-1-400-1 家庭業政策係(板倉ニュータウ シ販売センター内) ア374-00-1 福70-404-0 ※1-2 「本町市・野3-12 「本町市・野3-12 「本町市・野3-12 「本町1400-11人編成で性別は 「日本1400-11人編成で性別は 「日本1400-11人編成で性別は 「日本1400-11人編成で性別は 「日本1400-11人編成で性別は 「日本1400-11人編成で性別は 「日本1400-11」 「日本	■82 - 3 7 5 7 同合せ 保健センター 問合せ 保健センター 問合せ 保健センター



町からのお知らせ

地球環境保全功労者表彰

しょう。 しょう。

1

補給しましょう。	ウムが失われるため、塩分も〇大量に汗をかくと、ナトリ	屈機やエアニンを利用しま	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	○熱中症は屋内にいても発症	を控えましょう。	つできるだナ炎天下でよ外出	ても、こまめに水分を補給し	〇のどの渇きを感じていなく	切です。	分・塩分補給をすることが大	は、暑さを避けることと、水	熱中症を予防するために	熱中症の予防	気をつけましょう
----------	----------------------------	--------------	---	---------------	----------	----------------------	---------------	---------------	------	---------------	---------------	-------------	--------	----------



タ ITA	ウンニ AKURA TO		X VS																								
撤去し、合併処理浄化槽を設	化槽またはくみ取り槽を原則 補助対象 既存の単独処理浄	の補助金になります。 ※この補助金は、今年度限り	付する補助金のことです。		単独処理浄化槽または、くみ	9	群馬県より浄化槽のエコ補	エコ補助金は今年度限りです						7	(c 22)			2つの給付金が	Studies and states and	対象者 国民健康保険または		限度額適用・標準負担額減額	知を発送します。保険医療係		証の色 ピンク色	れる福祉医療受給者証をお持	対象者 7月31日に期限が切
■内線245	係	費補助金と合わせて申請してに着手する前に、浄化槽設置	申請方法 浄化槽転換の工事補助基数 2(基(先着順)) 1	除く)	-74	置する場合に、町の浄化槽設	年度限りです	基礎年金、遺族基礎年金、児	一人につき1		说非果说者(果说者の夫養現対象者 平成26年度分の住民	征	付金が支給されます。	世帯臨時特列給付金の2つのい、臨時福祉給付金と子育て	上げられたことにとも	4月から消費税が8%に引	の給付金が支給されます		■内線326	問合せ保険医療係	必要となります。	2つの条件のうち一つでも該		②平成26年度も引き続き住民じ現在も該当しているかた		①前年度に限度額適用・標準
明るい社会を築こうとする運	め、安全で安心して暮らせるちの更生について理解を深	非行の防止と罪を犯した人た域社会が力をあわせ、犯罪や	は、家庭・学校・職場及び地社会を明るくする運動と	-	して、全国一斉に展開されままでの1カ月間を預調月間と	が7月1日火~31日	くす	社会を明るくする運動	支給額 児童一人につき1万円 考に図く)	それないとなる児童、生活保護の受給	かた(臨時福祉給付金の対象	手当の所导制艮艮度領未満の童手当を受給していて、児童	対象者 平成26年1月分の児	子育て世帯臨時特例給付金	1日月) 8月1日金~12月 1日月)	は5千円の加算	童扶養手当、恃引障害者手当			計算式が変わり、該当となる	\sim	今回の改正により、5割・適用されます。	出した金額を下回った場合、	昇式で	割の軽減が設定され、世帯のて それそれ7害・51害・21	しとにかかる均等割につ	と、世帯内の国保被保険者1
■内線312	問合せ 社会福祉係 いします。	ので、ご理解とご協力をお願00円を目安として募ります	区長を通じて、一戸当たり1える「社会浄化募金」を行政	社会を明るくする運動を支	の運動を展開します。	世 むつ こざ こう ひてい 町でも保護司・更生保護女	動のことです。	ご協力をお願いします	■内線313	○子育て世帯臨時特例給付金	■内線311	○臨時福祉給付金	問合せ	送する予定です。	思われるかたこお知らせを発どちらの給付金も、対象と		申請期間 9月1日月~12月			■内線213	問合せ住民税係	帯にいるかたになります。国民健康保険加入時と同じ世	に加入された後も、引き続き	の理由により後期高齢者医療	かたが、75歳に到達するなど国民優康仍険に加入してした	※特定同一世帯所属者とは、	

調査の回答に協力を

度とする「高齢者福祉計画・町では、平成27年度を初年

第6期介護保険事業計画」の

ていない)かた全員が対象に支援・要介護認定申請をされ介護認定を受けていない(要歳以上のかたで、要支援・要歳以上のかたで、要支援・要ので、要支援・要が65

います。 ■内線32. ②役場健康介護課または各公 なります。 7 月 15 日 (火) ①調査票に同封の返信用封筒 備考 調査内 表をお送り 上旬に健康状態に関する結果 回答されたかたには、 介護高齢係 します 9 月

	か切れるものは更新を		変 わ い	ります		通保	通知書が送られます保険税・保険料の
7月31日で期限が切れる保	後期高齢者医療に加入されて	今年度から、国民健康保険	世帯	世帯が拡充されることになり	ことになり	護	護保険料、後期高齢者医療保町から国民健康保険税、介
険証、受給者証について更新	いて、限度額適用・標準負担	税の課税限度額と、税額が軽	ます。	0		い険	い。これのミノトの。険料の通知書が届きます。忘
があります。後期高齢者保険	額減額認定証をお持ちのかた	減される世帯の判定方法が変					国民建長呆倹兑
証、前期高齢者受給者証、特	証の色国民健康保険加入者	わります。これは、国民健康		_+ 余<祝	数+	_ [7月中旬に納税通知書が届
定疾病受療証については、新	は白色、後期高齢者医療は緑	保険被保険者間の税負担の公		8万円) 主を隊	険者	き	きます。納付方法が普通徴収
しい証がご自宅に郵便で届き	色(新しい認定証は紫色にな	平を確保するとともに、中低	双正育	額(3 頃(33 世帯: 司一世	頁(33 (被保 世帯瓦	〔現	
ます。期限の切れた証は最寄	ります)	所得者の負担を軽減する目的		控除 ×(∃×	徴	5
りの公民館または保険医療係	更新方法 8月1日以降に、	で定められました。	±1	基礎 5万円	35万F	゛あ	ありますので、納税通知書で
まで返還をお願いします。	保険医療係で手続きをしてく	限度額が変わるのは、後期					次り易合、ご目炎くごさつ。
後期高齢者保険証	ださい。	高齢者支援金分と、介護納付		+	-	1	①年金からの天引きを中止に
対象者 後期高齢者医療に加	特定疾病受療証	金分になります。新しい限度) + 皆数 + 者数)	し	
入されているかた	対象者 国民健康保険に加入	額は、後期高齢者支援金分が				2	②会社都合により離職し、国
証の色 緑色(新しい保険証	されていて、特定疾病受療証	16万円、介護納付金分が14万	改正	額(: < (被	(被	民	民健康保険に加入されるかた
は紫色になります)	をお持ちのかた	円となり、これまでの限度額		樹空除 5円>	円×	i 3	③夫が社会保険から後期高齢
前期高齢者受給者証	証の色黄色	から、それぞれ2万円の増加		基础 24.57	45万	し、者	長が国民建康保食に口医療に移行したことに
対象者 国民健康保険に加入	※後期高齢者医療に加入して	となります。				さり	されるかた
されている70~74歳のかた	いるかたには平成26年度から	次に、税額が軽減される世	ŧ		戓	* :	※②と③については、軽減の
証の色白色	限度額適用・標準負担額減額	帯の判定方法について、現在	레바스 안	別軽泳	創軽泳	対	りま
福祉医療受給者証	認定証が職権交付されます。	は世帯ごとにかかる平等割	7 9		2 ₹	介	介護保険料

後期

料

書が届きます。 書が届きます。 10

したいかたはご相談ください。 療保険料の特別徴収を中止に 書が届きます。後期高齢者医 月上旬に特別徴収の決定通知 7月中旬に普通徴収が、8

■内線213

住民税係